

2011年2月15日

独立行政法人 国際協力機構
理事 粗 信 仁 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成23年1月24日付 JICA(ER) 第1-24001号）に対する答申について

JICA環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「ヨルダン国 渓谷道路開発計画」にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

ヨルダン ヨルダン渓谷道路開発計画調査
(開発調査型技術協力)
スコーピング案に対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年1月24日(月) 14:00～16:00
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2階 229 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：松下委員、平山委員、原嶋委員、二宮委員、高橋委員、田中委員、石田委員
- ・議題：ヨルダン国「ヨルダン渓谷道路開発計画調査」に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・配付資料：
 - 1) スコーピング案
 - 2) 添付資料-1
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第9回委員会)

- ・日時：2011年2月7日(月) 14:30～17:30
- ・場所：JICA 本部(会議室：2階 229 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により答申を確定した。

答申

EIA 手続きについて

1. 101 キロメートルにわたる道路改修を一事業として EIA の手続きを進めることを前提とせず、EIA を分割して実施することも検討することが望ましい。

交通量について

2. 本道路拡幅計画に伴う自動車交通量について、交通量の現状及び将来データを把握するため、調査の期間や回数を十分に確保し、供用後の交通量と予測値が大きくかい離することのないよう留意して、調査・記載すること。

スコーピングについて

3. 道路沿いの樹木の伐採による、景観及び緑陰形成等住民生活に対する影響も考慮して影響評価を行い、必要に応じて植樹等の緩和策を検討すること。
4. NGO からの意見として、獣用の横断道を設けることや、通常の区間は柵を設けて獣が横断できないようにすべき、との意見が出されていることから、これに対する対応策を検討すること。
5. 本道路計画では、雨水対策として排水施設（側溝、横断排水溝）の設置を計画している。これにより冬季の道路冠水状況が改善されることが見込まれることから、表 9-1「水象」の項（あるいは「土地利用」「既存の社会インフラ」の項）で、「B+」の評価として、この旨を記載すること。
6. 「土地利用や地域資源利用」および「既存の社会インフラや社会サービス」の項は、「ほとんど影響しない」として「D」評価とされているが、道路拡幅により利便性向上や周辺土地利用の機能向上が見込まれるため、「B+」評価とすること。
7. 「地球温暖化」は D 評価とされている。一方、「大気汚染」については、供用後は交通量の増加に伴い大気質の悪化が想定されると記載されていることから、本事業による地球温暖化への負荷について把握すること。
8. 「大気汚染」と「騒音振動」の項では、道路拡幅後の交通量増加の程度によって、大きな影響（A-）が生じる可能性があることに留意すること。
9. 「廃棄場所の管理」は D 評価とされているが、現状でもゴミが道路周辺に散乱しており、将来的にも交通量の増加に伴う廃棄物の増加が想定されるとのことであるため、評価を見直し、緩和策を検討すること。

文化財・文化遺産について

10. 文化財・文化遺産について調査の上、同調査結果を代替案検討の際に考慮すること。

湿地・生態系について

11. カフラインダム湿地について、専門家等による客観的な調査を行い、その結果をルート選定等に反映すること。
12. ヨルダン川流域が渡り鳥の重要なルートであるため、道路計画予定地域においては自然保護区の設定の有無に関わらず、鳥類の飛来実態と飛来後の現地における生息状況、及び、道路計画代替案実施による影響を広く詳細に検討すること。調査には以下のことを含めること。

- ① 飛来ルート

②飛来後、当該道路建設地域に関わる地区、更には、隣接する地区における生息状況

③現在までの車両及び道路上の構築物、建設中の施設等との接触事故歴

④道路建設代替案ごとによる鳥類に与える正負の影響

13. 降水量の少ないヨ国において、自然保護区に予定されている湿地は貴重な存在と考えられることから、当該事業による地下水(湿地滞留水)等への影響について調査し、計画に反映させること。

用地取得・住民移転について

14. 既存道路沿い店舗（露天商を含む）の営業に影響が生じた場合に、許可ある店舗と無許可の店舗で営業補償の基準や方法において相違があるのか明らかにすること。

ステークホルダー協議について

15. ステークホルダーミーティングにおいて、本計画の内容及び代替案設定に関する参加者からのコメントは貴重なインプットである。それらは代替案設計の信頼性を高めるため予定されている今後のステークホルダーミーティングにおいても積極的な活用と計画への反映を図ること。
16. 可能であれば、ステークホルダーミーティングの場のみだけでなく、主要ステークホルダーをより直接的に巻き込んで代替案の設計をする場の設定を検討すること。

以上